

24年第3回定例会提出議案

■ 9月13日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果
報告第4号	門真市土地開発公社の経営状況について	平成23年度の決算及び事業報告	—	議決不要
議案第54号	平成23年度門真市水道事業剰余金の処分について	平成23年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に50,000千円、建設改良積立金に370,000千円をそれぞれ積み立てるものとする。	決算特別委員会	継続審査
議案第55号	旧第六中学校仮庁舎改修工事請負契約の締結について	1 契約金額 312,669,000円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 大阪府中央区博労町二丁目2番13号 大豊建設株式会社大阪支店 執行役員支店長 佐久間 崇 4 工期 議会の議決のあった日から平成25年3月31日まで	総務水道常任委員会	可決
議案第56号	門真市民プラザ1期耐震補強工事及び青少年活動センター、市民公益活動支援センター等改修工事請負契約の締結について	1 契約金額 275,094,750円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 大阪府住吉区住吉一丁目1番3-101号 共同建設株式会社 代表取締役 長川 亘男 4 工期 議会の議決のあった日から平成25年2月28日まで	総務水道常任委員会	可決
議案第57号	門真市災害対策本部条例の一部改正について	1 要旨 災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号)の施行に伴い、引用条項の整備を行うもの 2 施行日 公布の日	総務水道常任委員会	可決
議案第58号	門真市立学校設置条例等の一部改正について	第14次住居表示の実施に伴い、関係条例について施設の位置の表示の変更を行うもの 1 改正条例 (1) 門真市立学校設置条例 (2) 門真市有料自転車駐車場条例 (3) 門真市立放課後児童クラブ条例 (4) 門真市立青少年運動広場条例 (5) 門真市立テニスコート条例 2 施行日 平成24年11月3日	—	可決
議案第59号	平成24年度門真市一般会計補正予算(第3号)	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ130,401千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58,274,433千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入(歳入補正の内容) 国庫支出金・国庫負担金 851千円 国庫支出金・国庫補助金 2,192千円	民生常任委員会 建設文教常任委員会	可決

		<p>府支出金・府補助金 1,000千円 繰入金・基金繰入金 △100,000千円 市債・市債 116,075千円 繰越金・繰越金 110,283千円</p> <p>(2) 歳出（歳出補正の内容）</p> <p>総務費・総務管理費 200,063千円 民生費・社会福祉費 11,351千円 民生費・児童福祉費 △12,445千円 民生費・生活保護費 9,177千円 衛生費・保健衛生費 43,153千円 衛生費・清掃費 △6,536千円 商工費・商工費 1,646千円 土木費・道路橋りょう費 △1,649千円 土木費・都市計画費 △601千円 教育費・小学校費 26,306千円 教育費・中学校費 △146,845千円 教育費・保健体育費 △16,660千円 予備費・予備費 23,441千円</p> <p>2 債務負担行為の補正 追加分 目的 コミュニティバス運行補助事業 期間 平成25年度～平成28年度 限度額 120,000千円</p> <p>目的 旧第一中学校撤去工事 期間 平成25年度 限度額 99,857千円</p> <p>3 地方債の補正 変更分 目的 臨時財政対策 限度額 2,373,048千円→2,470,423千円</p> <p>目的 公共施設整備 限度額 142,200千円→160,900千円</p>	総務水道常任委員会	
議案第60号	平成24年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ49千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22,098,427千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 諸収入・雑入 △49千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 繰上充用金・繰上充用金 △49千円</p>	民生常任委員会	可決
議案第61号	平成24年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ170,297千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,072,283千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p>	建設文教常任委員会	可決

		(1) 歳入 (歳入補正の内容) 繰越金・繰越金 170,297千円 (2) 歳出 (歳出補正の内容) 総務費・下水道総務費 24,914千円 予備費・予備費 145,383千円		
議案第62号	教育委員会委員の任命について	山北 昭子委員の任期満了 (平成24年9月30日) に伴うもの	—	同意
議案第63号	教育委員会委員の任命について	磯和 均委員の任期満了 (平成24年9月30日) に伴うもの	—	同意
議案第64号	人権擁護委員候補者の推薦について	人権擁護委員の欠員に伴うもの	—	同意
議案第65号	門真市災害見舞金等支給条例の一部改正について	1 要旨 災害見舞金等支給制度のより一層の充実を図るため、災害見舞金の支給額を増額するもの 2 施行日 公布の日 なお、8月14日以後に発生した災害から適用する。	総務水道常任委員会	可決
議案第66号	平成24年度門真市一般会計補正予算(第4号)	既定の歳出予算の総額58,274,433千円の範囲内で更正する。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳出 (歳出補正の内容) 土木費・災害救助費 5,000千円 予備費・予備費 △5,000千円	総務水道常任委員会	可決
認定第1号	平成23年度門真市歳入歳出決算認定について	一般会計外5会計	決算特別委員会	継続審査
認定第2号	平成23年度門真市水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	継続審査

■ 9月26日 付議事件

議員提出 議案第11号	香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書 【提出者】 門真市議会議員 平岡久美子 土山 重樹 春田 清子 五味 聖二 日高 哲生	8月15日、香港の民間団体である保釣行動委員会の船が、我が国領海に侵入し、乗組員の一部が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。 今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにもかかわらず、みすみす不法上陸させることとなった。これらに対する一連の政府の対応は、我が国の国家主権も守れない愚行と言わざるを得ない。また、海上保安庁艦船に対してれんが等を投げつけるなど、明らかにほかに罪を犯した嫌疑があるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還としたことは極めて遺憾である。 民主党政権となって以降、メドヴェージェフ大統領の北方領土不法上陸、李明博大統領の竹島不法上陸が相次いで行われ、一昨年中国漁船衝突事案では、那覇地検の判断と名目で船長を釈放してしま	—	可決
----------------	---	--	---	----

		<p>い、我が国の外交及び危機管理において歴史上の汚点を残してしまった。現政権の外交施策は国益を損ない続けている。今回の事案も、民主党政権の国家観の欠如、外交の基本姿勢の欠如が招いたものであると言わざるを得ない。</p> <p>よって政府は、日本の国家主権を断固として守るために、下記の項目を実行するよう強く求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政府は事実関係を明らかにするため、現場海域で撮影した映像を早急に公開すること。 2 今後、同様の事案があった場合、出入国管理法及び難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続を進めること。また、中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。 3 尖閣諸島及びその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備・人員の手当て等の拡充を急ぐこと。また、南西諸島防衛を強化する施策を実行すること。 4 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図ること。また、島及び海域の安定的な維持管理を強化するために、尖閣諸島の国有化に向けた取り組みを早急に進めること。 5 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">平成24年9月26日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 法務大臣 外務大臣 財務大臣 各宛て 国土交通大臣 防衛大臣 内閣官房長官</p>		
<p>議員提出 議案第12号</p>	<p>李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員</p>	<p>韓国の李明博大統領は、8月10日に島根県・竹島に不法上陸した。このような行為は、これまで連続と築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>可決</p>

	<p>平岡久美子 土山 重樹 春田 清子 五味 聖二 日高 哲生</p>	<p>また、李大統領は14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べた。そもそも、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両陛下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回、謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言することは、極めて礼を失するものであり、到底容認し得ない。門真市議会は大統領としての資質が疑われるような、李大統領の一連の言動を看過することはできない。政府は韓国政府に対して李大統領の謝罪及び撤回を強く求めるべきである。</p> <p>さらに、李大統領は15日の光復節での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める」などと述べているが、そもそも1965年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は、完全かつ最終的に解決されており、かつ人道上の措置も講じている。そうであるにもかかわらず、昨年12月に李明博大統領が来日した際に、いわゆる従軍慰安婦問題について、野田首相が「知恵を絞っていきたい」と不用意な発言をしたことが、今回の大統領の発言の一因とも言える。</p> <p>民主党政権は政権交代後、対韓融和路線をとり続けている。竹島を韓国による不法占拠と言わず、韓国に対し不必要な謝罪談話を行い、朝鮮王室儀軌の返還では韓国に対して過剰に配慮し、韓国側の要求以上の返還に応じた。また、韓国が竹島への定期航路を就航させたことに対しても事前に抗議しないなど、しばしば国益を毀損する対応をし続けた結果、韓国の行動は歯どめが効かなくなっている。</p> <p>よって政府は、竹島問題の重要性に鑑み、韓国の行動に歯どめをかけるために、国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、日韓通貨協定更新の見直しなど、対韓国外交の総合的見直しを進めるべきである。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成24年9月26日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 外務大臣 財務大臣 各宛て 内閣官房長官</p>		
<p>議員提出 議案第13号</p>	<p>中小企業の成長支援策 の拡充を求める意見書</p>	<p>中小企業は、地域の経済や雇用のかなめとして非常に大きな役割を果たしている。特に、東日本大震</p>	<p>—</p>	<p>可決</p>

【提出者】
門真市議会議員
平岡久美子
土山 重樹
春田 清子
五味 聖二
日高 哲生

災や震災後の復旧・復興において、地域に根差す中小企業が日本経済の屋台骨であることが改めて認識された。

しかしながら我が国の経済環境は、長引くデフレ・円高に加え、原燃料の価格高騰、電気料金の引き上げ、電力需給の逼迫など、厳しい状況が続いており、柔軟な対応力、技術力、商品開発力等のすぐれた潜在力を持ちながらも、中小企業は苦しい経営を余儀なくされている。

本格的な経済成長への途を確立するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、中小企業の成長は、日本の景気回復の重要な鍵といえる。そのため、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるよう、あらゆる政策手段を総動員すべきである。

よって政府は、中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、下記の点について、その実現を強く求める。

記

- 1 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業を取り組もうとする中小企業を支援するために、積極的なリスクマネーの提供や経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。
- 2 地域の中小企業に雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕・補強など、必要な公共事業に対し、一定期間、集中的な投資を行うこと。
- 3 中小企業の新たな投資を促進し、雇用を維持・創出に資する国内立地推進事業費補助金をさらに拡充すること。
- 4 電力の安定的な供給体制の構築を目指し、自家発電設備及び省エネルギー機器、デマンド監視装置等の導入、LED等高効率照明の買い替え等を促進するための支援措置を拡充すること。
- 5 中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生・若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月26日

門真市議会

内閣総理大臣
経済産業大臣 各宛て

<p>議員提出 議案第14号</p>	<p>脱法ドラッグとりわけ 脱法ハーブに対する早 急な規制強化等を求め る意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 平岡久美子 土山 重樹 春田 清子 五味 聖二 日高 哲生</p>	<p>国土交通大臣</p> <p>違法ドラッグによる健康被害が頻発していること から2007年4月1日より、いわゆる脱法ドラッ グを指定薬物として規制するための改正薬事法が施 行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、 販売が禁止となる。ことし7月1日に9物質が追加 指定され、現在、77物質が指定薬物に指定されて いる。</p> <p>しかしながら近年、いわゆる脱法ハーブが出回っ てきた。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変え て植物片にまぜたもので、お香、アロマなどと称し て販売されている。脱法ハーブを吸引して救急搬送 されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されてい る。また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転 して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件 も起きている。</p> <p>脱法ハーブをめぐっては、化学構造を少し変化さ せることで法規制をすり抜け、指定薬物になればま た化学構造を少し変化させるというイタチごっこを 繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。 厚労省が調査したところ、違法ドラッグ販売業者数 は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も 存在することが明らかとなった。</p> <p>脱法ハーブは覚醒剤や麻薬等の乱用への入り口に なることが危惧されており、こうした状況を放置す ることは看過できない。今後、青少年を初めとした 薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が 急務の課題である。</p> <p>よって政府は、下記の点について早急に対応する よう、強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成分構造が類似していれば、一括して薬事法の 指定薬物として規制対象にできる包括指定を早急 に導入すること。 2 指定薬物が麻薬取締官による取り締まりの対象 外であることを改め、指定薬物を発見した場合に 収去ができるなど法整備の強化を図ること。 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育 の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を 提出する。</p> <p style="text-align: right;">平成24年9月26日 門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 文部科学大臣 各宛て 厚生労働大臣</p>	<p>—</p>	<p>可決</p>
------------------------	---	---	----------	-----------

